

公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）のポイント

建議のポイント

○ 幹部職員へのメッセージ

- ・ 建設工事統計事案における不適切処理の問題は、数値誤りの継続などにより速やかな訂正がなされない状況が生じ、社会的に大きな影響を及ぼした「重大事象」であり、大変遺憾
- ・ この事案の原因を分析すると、全ての公的統計に広く共通するリスクの存在を確認
- ・ 公的統計全体を通じて重大事象の発生を抑止し、品質確保・向上を図るためには、現場の担当職員だけでなく、統計幹事など各府省のトップマネジメントを担う幹部職員が、主体的・積極的に取り組むことが不可欠
- ・ 社会や統計ユーザーを第一に考え、「エラーの発生⇒悪」ではなく、「エラーに速やかに対応できないこと⇒悪」との意識を浸透。品質優先で風通しのよい組織風土を形成

○ 今後の取組（詳細は次ページ）

総合的な品質管理の推進

- 1 PDCAサイクルの確立／マニュアル整備・共有
- 2 業務マニュアルに未記載の事態への対応
- 3 変更管理の取組の導入
- 4 遅延調査票の取扱いの明確化

ガバナンスのための組織内外のコミュニケーションの確保

- 5 誤りの発見・発生時の適切対応の徹底
- 6 地方公共団体や民間事業者との十分な意思疎通

デジタル化による人間系ミスの低減と業務プロセスの改善

- 7 デジタル化の推進

品質優先の組織風土のための基盤の整備・強化

- 8 マネジメント能力の向上と職員の人材育成
- 9 各府省の体制強化
- 10 中央統計機構の充実と体制強化

○ 今後の進め方

- ・ 指摘した取組を、ロードマップ等を定めて速やかに取り組む。
- ・ 実施が令和5年度以降となる取組については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和4年度末閣議決定予定）に盛り込み、計画的に実施する。

○ 統計作成に携わる全ての関係者へ

- ・ 公的統計が有用なものであり続けるためには、指摘した取組にとどまらず、社会のニーズを踏まえた調査の改善、データ提供の在り方の改善、回収率の向上、代替的情報源の開発等を通じ、より幅広い意味での品質の向上に不断に取り組むことが必要
- ・ 統計は様々な誤差要因を含み得るものであることを踏まえ、適切な利用方法に関する情報を併せて提供するなど、公表面からも統計ユーザーを第一に考えた対応が必要
- ・ 公的統計の総合的な品質向上に向けて、各府省が組織を挙げて取り組むことを期待

公的統計品質向上のための特別検討チーム

- 国土交通省における建設工事受注動態統計調査に係る一連の不適切事案を受け、令和4年1月19日になされた内閣総理大臣指示に基づき、同月26日に統計委員会の下に設置

○ メンバー

座長	川崎 茂	委員	(滋賀大学特別招聘教授)	椿 広計	オブザーバー	(大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構理事)
	清原 慶子	委員	(杏林大学・ルーテル学院大学客員教授)		(委員長)	情報・システム研究機構統計数理研究所長)
	篠 恭彦	臨時委員	(日本能率協会審査登録センター専任審査員)	鈴木 和幸	審議協力者	(電気通信大学名誉教授)
	清水 千弘	臨時委員	(一橋大学ソーシャル・データサイエンス教育研究推進センター教授)	鈴木 督久	審議協力者	(日経リサーチシニア・エグゼクティブ・フェロー)
	細川 努	専門委員	(総務省デジタル統括アドバイザー)	下野 僚子	審議協力者	(早稲田大学理工学術院創造理工学研究科准教授)

- 検討期間：令和4年2月4日～8月5日（9回開催）

- 同チームの報告書は、統計委員会の議決を経て、統計法第45条第2号に基づき、総務大臣に建議

建設工事統計事案に係る概要、分析と教訓

- 建設工事統計事案においては、「遅延調査票」への対応に関して、従前から「合算集計処理」を行っていた中で、推計方法の変更を行った際に「二重計上」を誘発。誤りの発見時、社会や統計ユーザーを第一に考えた対応を怠った。適切なデータ保存が行われておらず、遡及訂正の円滑な実施に支障
- 令和元年の統計委員会建議に基づく取組は浸透途上であったが、同取組が確実に実施されていれば、同事案が重大事象となることを防ぐ上で相当程度の効果があったとの結論
⇒ 前建議「総合的品質管理」の理念を維持し、新たな課題にも対処できるようブラッシュアップ

統計作成プロセスにおけるリスクと取組の方向性

- 統計作成プロセスが有する次の特性により、リスクがもたらされる
【特性1】性格の異なる多くのステップから形成され、各ステップに様々な立場の者が携わる「総合プロジェクト」となっている。
⇒ ① 統計作成の様々なステップでヒューマンエラーが発生するリスク
② 統計作成プロセスの一部を変更する際に、別のプロセスとの不整合を引き起こすリスク
③ 幹部が全体管理、業務マネジメントや問題発生時のマネジメントを誤るリスク
④ 職員が認識した問題・問題の可能性のあるものが迅速に幹部に報告されないリスク
⑤ 必要な職員体制や専門性・熟練性を備えた体制を確保できないことに起因するリスク
【特性2】統計は時系列比較による活用が行われることを念頭に、継続的に作成されるため、統計作成プロセスが一度設定されると、変更することなく継続されやすい。
⇒ ⑥ 誤りが継続するとともに時間が経過して遡及訂正が困難となるリスク
⑦ 社会、環境及び技術の変化に対応した手法のチェック・見直し・改善が行われないリスク
- 取組の方向性を整理した上で、令和4年6月下旬から、全ての基幹統計の調査・集計プロセスに関し、総務省・各府省において「点検・確認」を実施。その結果を踏まえて具体的な取組内容を検討

今後の取組

< A : 総合的品質管理の推進 >

1 PDCAサイクルの確立／マニュアル整備・共有

- ・ 各府省は、ガイドラインに基づく自己点検で業務マニュアルを確認し、その内容を充実
- ・ 総務省は、建設工事受注動態統計を含む国土交通省の2統計に係る「統計作成プロセス診断」（第三者監査）を令和4年度中に実施。また、令和5年度以降、全ての基幹統計調査に対して実施。総務省は、点検・診断結果も踏まえ、「統計作成ガイドブック」を策定

【各府省基幹統計の点検・確認結果】

おおむね全ての業務プロセスにおいて何らかの業務マニュアルが整備されていたが、業務マニュアルのボリュームには相当の違いがみられた。また、52統計中19統計では、何らかの業務プロセスについて、管理職には業務マニュアルが共有されていなかった。

2 業務マニュアルに未記載の事態への対応

- ・ 各府省は、自己点検時に、業務マニュアルに例外事項を加えるかどうか検討
- ・ 総務省は、各府省が例外措置を行った場合、その記録を残す旨ガイドラインを通じて周知徹底

3 変更管理*の取組の導入

*統計作成プロセスの重要な変更を行う場合に、その変更内容が他の各業務プロセスに与える影響の有無について確認を行う取組

- ・ 変更管理の取組を導入。総務省は変更管理に係る事例を収集、各府省へ提供

4 遅延調査票の取扱いの明確化

- ・ 各統計調査は「遅延調査票の対処基準」に沿って対処

【各府省基幹統計の点検・確認結果】

月次・四半期の周期で行う基幹統計調査（22 統計）中、16 統計調査において、遅延調査票が発生していたが、従前の建設工事受注動態統計調査と同様の処理を行っているものはなかった。なお、二重計上が確認された事案はなかった。

< B : ガバナンスのための組織内外のコミュニケーションの確保 >

5 誤りの発見・発生時の適切対処の徹底

- ・ 統計幹部職員が誤りの発見・報告者を積極的に評価するような組織文化を確立、統計作成担当職員に対する誤り発見時の対応について研修を実施等
- ・ 誤り発生時の再計算に備え、統計を再現するために必要な情報を無期限保存

6 地方公共団体や民間事業者との十分な意思疎通

- ・ 統計作成プロセスの一部を委託している地方公共団体や民間事業者から各種リスク要因への対処について実態や意見を聴取。好事例を横展開

< C : デジタル化による人間系ミスの低減と業務プロセスの改善 >

7 デジタル化の推進

- ・ 統計の品質向上、回収率低下への対応、統計の作成・利用面での効率化・高度化等のため、各府省共同利用オンライン調査システムにおける電子調査票の形式の多様化、ファイル取込み機能・コミュニケーション機能提供、汎用的な集計ツールの開発検討、政府統計ポータルサイトに収録されている統計調査のDB化、調査対象事項のカタログ化

< 総合的取組 : 品質優先の組織風土のための基盤の整備・強化 >

8 マネジメント能力の向上と職員の人材育成

- ・ 統計幹部職員対象のマネジメント研修を実施
- ・ 統計幹部職員の誤り発生時等の対応に対する人事評価を推進
- ・ 統計業務経験や研修・資格取得等の情報管理の在り方、統計データアナリスト等取得者へのメリット付与など、資格取得促進のための方策を検討

9 各府省の体制強化

- ・ 重大事象の発生を防止する観点から、業務量に見合った統計作成体制を確保
- ・ 統計分析審査官の体制の大幅見直し、技術的アドバイザーの確保により、品質管理体制を強化
- ・ 総務省の統計部門に各府省職員を受入れ、OJTを行うとともに、総務省統計部門の職員を各府省へ派遣し、府省間の人的交流を促進

【各府省基幹統計の点検・確認結果】

基幹統計ごとに実際に配置されている本省の職員数を把握。配置されている職員の経験年数や、本省で受け持つ業務プロセスの違いはあるものの、統計ごとに配置人数にばらつきがある。

10 中央統計機構の充実と体制強化

- ・ 各府省からの相談対応のため、相談窓口及び個別支援のための体制を充実。また、学識経験者等によるアドバイザー機能を整備し、相談対応時に活用
- ・ 調査計画の審査時に、集計プロセス等についても確認。このための審査部門の体制充実